

■ 陳情第 11 号「東海第二原発の運転期間延長を行わないよう求める意見書を提出することを求める陳情書」と

陳情第 12 号「東海第二原発の再稼働を意味する運転期間延長を行わないよう求める意見書の提出することを求める陳情書」について

● 一括して、賛成の立場で討論

日本原子力発電の東海第 2 原子力発電所を再稼働させてはならない理由は、すでに多くの市民や専門家によって語り尽くされ、よく知られてもいます。

第 1 に、東日本大地震で被災をした際に、過酷事故の直前まで事態が進行しましたが、幾つかの偶然事によって爆発事故を免れた原発です。その被害からの復旧がなされたかどうかの確認も十分には出来ていません。

第 2 に、すでに耐用年数 40 年を超えた老朽原発、本来なら今年で廃炉となるべき原発でした。老朽原発は長年放射線を浴びて金属が脆くなっています。設計も古くて全長 1.400 キロメートルのうち新基準が求める難燃ケーブルが使われる予定は 40 %、防火シートによる代用が 14 %、全く対策無しが 45 %以上に及ぶなど、問題だらけです。

第 3 に、東海第 2 原発の直ぐ近くには、日本原子力研究開発機構が管理する核燃料の再処理工場があり、放射線量が極めて高い廃液 360 立法メートル、廃液とガラスを混ぜた固化体約 310 本、そして施設内のプールには放射性廃棄物を詰めた大量のドラム缶が山積みで置かれています。これらは事故などで冷却が不十分となると福島原発で起きたような水蒸気爆発に至る可能性が指摘されており、それが東海第 2 原発の事故と連動すれば福島原発事故の比ではない甚大な被害をもたらすことは必至と言われています。

第 4 に、原発からの 30 キロ圏内には水戸市内の 27 万人を始め 96 万人もの人々が暮らしています。福島原発の 30 キロ圏内の住民 14.1 万人でしたが、避難計画は役に立たず、多くの住民が被曝を余儀なくされました。東海第 2 原発では、事故が起きたときの住民避難計画は立てられていないことが問題、というよりも、そもそも避難計画を立てること自体が不可能な立地条件にあることが問題です。

第 5 に、再稼働やその後の営業運転のための資金の目途がまったく立っていません。再稼働に向けて新規制基準に対応するだけでも 1.740 億円、運転のためにはさらなる費用、事故が起きればさらに巨額の出費を余儀なくされるはずですが、おカネを貸そうという銀行は現れず、東京電力と東北電力からの支援が頼り。しかしその東電と東北電力も、「工事計画認可取得後に資金支援を行う意向がある」とは言ったものの、「何ら法的拘束力ある約諾を行うものではない」と距離を置いています。

流山市民にとっても、東海第 2 原発の脅威は深刻です。福島原発は流山から 200 キロメー

トルも離れていたにもかかわらず、事故を起こして流山市内に 5 万～7 万ベクレル/m²もの放射能汚染をもたらし、市民も市も甚大な被害を受けました。流山市から 90 キロメートルしか離れていない東海第 2 原発が事故を起こせば、その被害は比喩ものになりません。もちろん、日本様々な中枢機能が集中し、膨大な人口を抱える首都圏が受ける被害の深刻さはいくらまでありません。

ですから、問題はむしろ、以上のような再稼働の不合理が明らかにされているにも関わらず、電力会社や国はなぜ、東海第 2 原発の再稼働に強くこだわっているのか、を知ることだと思います。

電力会社や国が再稼働を諦めないのは、東海第 2 原発の廃炉を認めることが他の原発の停止や廃炉に拍車をかけること、いわゆる「廃炉ドミノ」を恐れているからに他なりません。走り出した公共事業は止められないというのと同じメンタリティー。原発に産業としての未来はないのは分かってはいるが、当面は国から、ということは国民からお金を引き出せば会社を維持できるという、国家と社会を犠牲にするエゴと打算。原発にしがみつけばしがみつくほど、次世代産業である再生可能エネルギーに力を入れる他の国々に後れを取ってしまうのは知っている、しかしこれまで掲げてきた原発重視の国策の失敗を認めたくはない、という政治家たちの自己保身のために他なりません。

だとするならば、もうひとつの重要なことは、私たち流山の市議会に独自に問われていることは何なのかを、今こそ真剣に考えることです。

東海第 2 原発を再稼働させることがいかに危険で、いかに不経済で、いかに反社会的なことであるかは、多くの市民と同じように私たちも知っている。それをあえて再稼働させようとする電力会社や国を突き動かしている動機の不健全さや不道徳性にも気づいている。だとするならば、私たちは市民の代表として、ひとりの議員として、どう行動することが正しいのか、という問題です。

陳情者も述べていたように、そもそも安全性を判断する機関ではない原子力規制委員会の判断に任せるわけにはいきません。東海村や近隣 5 市の市民の判断に委ねれば良いという、他人事扱いが許される問題でもありません。「再稼働を許さない、廃炉へ」という世論の良識に期待するのだという、没主体的な態度が許される問題でもありません。どう判断するかは私たち自身に突きつけられているのであり、私たちひとりひとりの態度表明が問われているのだと思います。

福島原発事故の大惨事を知っている議員の皆さんが、判断を誤らないよう、陳情支持の態度表明をされることを切に願って、賛成討論とします。

■ 議案第 73 号 平成 29 年度流山市水道事業会計決算認定について

● 1点、強く意見を付して賛成の討論

流山市の水道事業は、新市街地や木地区などの区画整理事業に引きづられて、大きな制約を受けてしまっています。その面からの限界を様々に指摘することは可能ですが、ここでは、流山市が主体となって実施している水道事業に内在的な問題点のひとつとして、大口水道事業社への水道使用量の逡減策について指摘をします。

大口使用者の水道使用量について、2015 年度中からの従量料金の逡増制度の緩和、100 立方あたり 400 円から 310 円への緩和から、2017 年度にはさらに進んで料金の低減、500 立方メートル以上の利用者は 1 立方あたり 310 円から 200 円にまで引き下げるという逡減策にまで踏み込みました。しかしこれは、当然の方策、最善の方策ということではなく、あくまでも苦肉の策、苦渋の選択ということであり、市も水道局もその意識を失わないで頂きたいと思います。大口利用者への料金逡増の仕組みは、節水意識の涵養、利用者に対する公平性という観点から設計されたものであり、現在でも基本的にその必要性や意義は失われていないものと考えます。

大口利用者への料金逡減策は、大口利用者を地下水利用に追いやらないためという理由で合理化されています。しかし、大口使用者を地下水ビジネスの側に追いやらないためには、他の方策、例えば地下水使用の規制や制限などもあり得ます。病院などにおける災害時の地下水利用には配慮しなければなりません、一般の商業や工業部門での地下水の利用が行き過ぎれば、地下水源の減少、地盤沈下などをもたらす可能性もあります。こうした問題も背景に、国は 2014 年に水循環基本法を制定し、「水は国民共有の貴重な財産」と規定しました。また多くの自治体が、条例を制定して、地下水利用に秩序をもたらそうと努力をしています。流山市としても、地下水利用についての合理的な規制や制限について、真剣に考え、模索すべきだと思います。もちろんそれは、流山市の水道局、市当局の努力だけで実現できるものではなく、国や県や近隣自治体との共同の取組が求められますが、国や県や他自治体に対するその方向での働きかけに市としても取り組んで頂きたいと考えます。

さらに、委託事業者の下で働く人々の労働条件が、安上がり委託ゆえのしわ寄せを受けないう、市の労働環境に関する要綱や、その他の法令、社会常識に照らしてしっかりとチェックをするように強く求めます。

以上の意見、要望を付して、賛成討論とします。

■ 議案第 74 号 平成 29 年度流山市下水道事業会計決算認定について

● 水害対策について強く要望を付して、賛成討論

近年、記録的大雨などが多発し、市民生活の安全を脅かしています。流山市では、江戸川や逆川などの氾濫もあり得ないことではなく、そうでなくても内水氾濫の可能性はかなり高いと思われます。流山市の雨水管は1時間あたり50ミリまでの降雨には対応できるとされていますが、最近の大雨は1時間に数十ミリ、中には100ミリを超える大雨も記録されており、こうした雨量にはお手上げの状態です。

都市建設委員会における質疑に対して、当局は、ハード的対応として雨水管の口径を大きくすることは難しいが、他に雨水調整池の活用などでも水害を軽減することはできると答弁されました。あるいは、ソフト的な対応の重要性にも言及されました。ソフト的対応というのは、流山市の水害対策を市民に周知する、出水情報の迅速な伝達、危険が迫ったときの市の各担当部局による適切な行動などを指しているのだと思います。

しかし、今日問題となっているのは、近年の記録的大雨の多発という事態に対しては、こうした既存のハード的対応、ソフト的対応では不十分であることが示されたと思います。その意味では、流山市も、この新しい事態を真剣に、かつ深刻に受けとめる必要に迫られていると思います。

例えば、流山市では、過去の浸水被害の発生場所などについては、「河川課窓口で閲覧できます」としてありますが、これらはホームページなどで、それに講じた対策等も含めて、市民がいつでも、誰でも、簡単に閲覧できるようにするべきです。該当地域の資産価値への配慮という発想は、もう古すぎます。

他の自治体においては、流山市のこれまでの取組の範疇にとどまらない、ハード面、ソフト面の新たな取組の努力も開始されています。そうした取組も学びつつ、必要な予算の確保も含めて、一層強力な水害対策への取組を要望しながら、賛成討論とします。

■ 議案第75号 流山市広告物条例の制定についてと、議案第76号 流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について

● 一括して、強く意見と要望を付して、賛成討論

広告物条例を制定することによって、流山の良好な景観の形成に資するように、看板や掲示物が景観を損ねないように、自然の景色やおもむきを維持できるように、そして事故などによって市民に危害を与えないようにルールを設けることは、開発が進む流山市ではとりわけ切実な要請になっています。

この課題に応えるべく、流山市は、景観条例の改正と広告物条例の制定を準備してきました。そして、両条例案の提案に先立ってパブリックコメントを実施しました。

このパブリックコメントで寄せられた市民の意見に関して、市当局は「規則で対応する」との答えを多く示しています。それは、この広告物条例自体が、条文で基本的ルールを謳い、具体的なルールは規則で定めるという構造になっていることを示しています。

同時にこの条例は、「市長が特に認めた場合」といった文言もおおくちりばめられています。広告物審議会での審議を経てという条件はついていますが、市長の裁量も多く認めている構造です。

ということは、条例の条文自体には、際だって不合理な点は見いだせないとしても、規則が示す基準がどの様に定められるか、その基準が市長裁量でどの様に運用されるかが、この条例が生きた条例になるか、それともそうはならないか、その成否を決めることになることを意味しています。

この点で気がかりなのは、都市建設委員会において出された、かつて流山市当局の中で検討されたクリーンセンターの煙突を民間事業者に広告媒体として貸し出す案件などはどの様に扱われるのか、との質疑に対する当局の答弁です。当局は「非常に難しい問題」「あのときは航空法に触れるということでダメになったのではないか」などとお茶を濁す答弁をしました。しかし、あのような煙突広告がダメなのは、「航空法に触れる」どうかではなく、今回の条例案が謳う「良好な景観の形成」の観点からはまるでダメ、ということであるはずです。逆に、あのような提案も検討に値するということなら、広告物条例など意味はなくなってしまう。まさに、市当局の景観形成や風致の維持に対する本気度が試される具体例でした。

現状は、当局の本気度が疑われかねない状況にあります。実際の施行に当たっては、条例案が掲げる良好な景観形成、風致の維持、市民に対する危害の防止などの目的に沿って、誠実に、透明性を持って運用されるように求めます。そして、経済的強者には柔軟で甘く、弱者には杓子定規で厳しくという運用にならないように重ねて求めます。

さらには、かつて、広告物条例は、市民や働く人々の生活防衛のための行動や政治的活動などを過剰に規制するために用いられたこともあります。そうした濫用や悪用がないようにと、あえて強く求めて、賛成と致します。

■ 2017 年度一般会計の決算について反対の立場で討論

社会民主党の阿部治正です。「議案第1号、2017 年度一般会計歳入歳出決算」に反対の立場で討論をします。討論にあたっては、2017 年度の予算に対する討論の時と同様の、施策の大きなくりに則して行います。

まず、「整備・開発と自然環境のバランスのとれた流山」についての予算執行です。私は、

2017 年度予算案に対する討論の中で、流山おおたかの森駅の北口の市有地活用事業について指摘しました。数百戸分のマンション建設は、流山おおたかの森駅周辺においてさらなる急激な人口増、子どもの数の増加をもたらすことは明らか。それは、保育園、学童クラブ、小中学校施設などの不足をさらに深刻化させ、流山市全体のまちづくりのゆがみを拡大しかねない。ホテルの建設は、2020 年の五輪以外に確たるよりどころは語られず、五輪ブームの後は考慮されていない、と指摘しました。残念ながら、これらの点は、予算執行の中では是正されることはありませんでした。

市長は、今議会の決算審査における答弁でも、いずれやって来る人口減少時代を見据えなければならないと強調しました。しかし流山市の場合にはそれ以前に、今急増しつつある人口、とりわけ子どもたちの急増、それと学校等の社会インフラ不足との矛盾ををどう解決するかが喫緊の課題でした。残念ながらそうした危機意識は感じられず、また危機回避のための効果的な施策が打たれたとは言えない状況です。

次に、「生活の豊かさを実感できる流山」について。生物多様性の保全については、グリーンフェスティバルやまちなか森づくりプロジェクトなどを進めるとしていました。しかし、私が警告した、大堀川に集中して数百本の桜を植樹する計画は実行されてしまいました。今日の緑の環境づくりに欠かせない視点として、もともとその地域に根づいていた樹種を複数種バランスよく植樹するのがベストだとされていますが、こうした知見に反する施策でした。新川耕地の新スポーツフィールドの南側に、何故だか異常な本数と、異常なくらいに狭い間隔で植えられている木々は、すでに多くが枯れ始めています。みどりを増やすという課題を、ただただ本数を増やしたという見せかけで済まそうとした結果ではないか、と指摘する市民もいます。

防災についてですが、市長は昨年の予算審査の段階で、災害はいつどこで起きるか予想できないので常に防災・減災に対する体制づくりを整えておく必要があると言われました。これに対し私は、流山市は通常の自然災害への備えだけで、原子力発電所の爆発事故のような深刻な人為災害、産業災害に対する備えが不十分であると指摘しておきましたが、この点での問題意識は皆無という 2017 年度の施策でした。

東海第 2 原発の再稼働に対する不安も市民の中で高まっていますが、千葉県から要請された茨城県水戸市民の数千人の受け入れについて、流山市自身が被災地になる可能性全く考慮せず対応しようとしていることは、当局の危機意識の欠如、無責任さを示すものと言わざるを得ません。

次に、「学び、受け継がれ、進展する流山」について。小山小学校に続いてのおおたかの

森小中学校併設校の開校間もなくにしての教室、校舎不足の顕在化。その総括がきちんとなされないまま、新たな学校建設計画の立案。子どもたちやその保護者の不安や不利益にどう向き合うのか、明確な姿勢が見えないままの予算執行でした。また、学区の変更がもたらす保護者や児童の不安に対しては、本来はその対策として矮小化されるべきではない「特色ある教育」が語られています。しかしそれが専門家が様々に問題を指摘をしているICT教育の押し出しというのでは、「特色ある教育」の本来の主旨から外れています。障がいを持った子どもたちにタブレット端末の活用が有効だというのは、その限りでは真実です。しかしそのことと、こども 1 人に一台ずつのタブレットパソコンを持たせることはまったく別の問題だと、専門家は指摘をしています。また、巨大規模校が必然化するであろう様々な矛盾に対しても、担任サポート教員の配置、プールでの授業を 9 月まで延長等々、弥縫策を出ない提案にとどまっています。

「誰もが充実した生涯をおくることができる流山」についても指摘します。2015 年の 12 月議会での私の一般質問で、子どもの貧困対策は、まず現状を知ることから始めるべきだとして、市内の実態調査を求めましたが、無反応。昨年の予算委員会では、保育所や学童クラブの整備がすなわち子どもの貧困対策だという答弁もありました。しかし、それは強引に過ぎる理屈であり、流山市では今そのものずばりの直接的な子どもの貧困対策、就学援助の拡大、充実や学習支援などが求められていました。また子ども食堂などへの積極的な支援も検討されてしかるべきでした。国は、すでに様々なメニューを提示していたにもかかわらず、流山市はそれを活用しようとしませんでした。

保育園、学童クラブの整備を進めるとも言われましたが、急づくりの施策の際に陥りがちな職員不足や保育の質の劣化を招かない保障が必要でした。学童クラブの増設に向けての施策は打たれましたが、保育の質の保障については、指定管理の現場まかせで、一部に子どもたちや保護者の切実な要求が無視されて、学童クラブを忌避する子どもたちが生じるなど、深刻な事態も生じています。

高齢者が地域で生き生きと元気に生活を送るために、行政が担う役割は非常に大きいと市長はおっしゃいました。しかし、そう言っておきながら、実際には介護保険制度改悪に追随して、認知症の方もかなり含まれている要支援者へのサービスをさっさと新総合支援事業に移してしまう施策を継続し、結局は行政の役割を後退させ、専門職ではない市民、ボランティアなどに委ねることで、国が狙っている安上がり介護の推進役となっています。市民との協働、市民参加との美名のもとで、結局は介護従事者の賃金や労働条件を押し下げる役割を果たすことになっています。

さらに、「賑わいと活気に満ちた流山」を目指す施策について、予算審査の時に、創業支援事業計画や子育て中の母親をターゲットにした女性向け創業スクールなどを推進するとおっしゃいました。創業支援を言うのであれば、その前提として、既存の事業者の不安や困難を取り除き、将来に希望を持てるようにするための支援こそ重要です。

また、ふるさと納税については、市内産品のPR、歳入確保を図るための返礼品の充実、百貨店との連携を進めると言いました。しかし私は、この制度が高額所得者や富裕者に有利な制度となっていること。こうしたイレギュラーな制度は、一時的に注目を浴びても決して長続きするものではなく、市の財政の支えとなり得るものでもなく、流山のファンを増やすことにもならないことも指摘しました。国の側から返礼品についての是正策が打ち出されましたが、流山市はこれに対して、言われたから是正するという弥縫策で済ますのではなく、この制度自体の矛盾の顕在化、重要な警告として受けとめるべきです。

シティセールスイベントなど市の知名度とイメージ向上につながる情報発信に取り組むとも言われました。都心に一番近い森のまちにしても、子育てにやさしい流山にしても、住み続ける価値の高い流山にしても、実際には緑が大きく減らされ、保育所不足や学童クラブ不足を通り越して、今はとうとう小学校、中学校の教室や校舎の不足を招いています。当局が掲げるイメージ戦略は、そのイメージが現実と乖離しています。あるいは陳腐です。イメージ戦略とかブランディング戦略という発想自体が市民の生身の暮らしを預かる者としては非常に薄っぺらであると指摘しておきました。しかし予算執行において、これら忠告が聞き入れられた形跡はありません。

予算審査の時と同じことを、再度強調させて戴きます。今求められているのは、子育て支援や高齢者福祉に本気で力を入れるまち、格差や貧困対策に本気で取り組むまち、原子力災害などを再び引き起こさせないという強い姿勢、あるいは起きたときの有効な対策を準備していく取り組みなどが求められているのに、それと逆の方向を進んでいます。

最後に、「公民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営」について、公民パートナーシップが安上がり委託の追求に偏してしまって、結果として行政サービスの質の劣化をもたらしていることは、ごみ収集事業の委託を見ても、3月議会における都市建設委員会協議会で詳細に明らかにされた区画整理事業に関わる事業者が必要な人員を配置せず千葉県の入札停止処分を受けている事態等々を見ても、明らかなことです。また、効率的、効果的な行財政運営とやらが、定員適正化の名のもとで人員不足をもたらして、市行政が住民に顔を向けた姿から遠ざかってきていることも明らかです。

以上は、2017年度の予算執行が明らかにした、流山市の施策や事業の誤りの一例ですが、見過ごしにできない点であり、そのゆえにこの決算案に反対をするものです。